

■令和5年10月より「適格請求書等保存方式」が導入されます！

■納税が楽になる？税金もキャッシュ納付してみませんか！

所長メッセージ

新年度が始まり、進学、就職など新しい船出の季節ですが、皆さまにおかれましてはいかがお過ごしでしょうか？私事ですが、新年度から北方町の固定資産評価審査委員会及び公私連携保育法人選定委員会の委員を委嘱されました。開業して20年、長く地元で事業を行っているところのような依頼も来るものなのだなと感慨深いものがありますが、前者はともかく、後者はなぜ私に委員を委嘱しようと町が考えたのか、考えれば考えるほど謎は深まるばかりです（笑）。一方、TKCの年度は7月始まりですが、中部会ではもう2年間、巡回監査・事務所経営委員長、岐阜支部では総務担当副支部長となる予定です。

さて、以前からお伝えしておりました『事業再構築補助金』について指針が公表されました。最初に公表されたチラシではかなり取り組みやすそうな補助金に感じられたのですが、指針に目を通したところ、採択されるかどうかという以前に、申請要件に該当するか否かのハードルがかなり高くなっていました。「今回の補助金は予算額も多額だし取り組みやすそうだから、お客様にはしっかり情報提供するように」と職員に伝えましたので、お客様から「ぜひ取り組みたい」との反応が多く返って来ておりましたので、申し訳なく感じております。しかし、構想をお聞きする限り申請要件を満たすお客様もおみえになりますので、何とか採択されるようご支援して参りたいと考えております。（浅野）

消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」が導入されます！

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、『適格請求書等保存方式（インボイス制度）』が導入されます。適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」のことで、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。この適格請求書を交付できるのは、**適格請求書発行事業者に限られ**、適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。なお、**課税事業者でなければ登録を受けることはできません**。登録申請書は、**令和3年10月1日から提出が可能**となり、適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに提出する必要があります。

適格請求書発行事業者には、取引の相手方（課税業者に限ります）の求めに応じて、適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課されます。適格請求書には、**適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号** **取引年月日** **取引内容（軽減税率の対象品目である旨）** **税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）**及び**適用税率** **消費税額等** **書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称** を記載する必要があります。なお、適格請求書を交付することが困難な取引の場合、適格請求書の交付義務が免除されますが、その取引の主なものとして、公共交通機関による旅客の運送（3万円未満のもの）、自動販売機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のもの）、郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）などがあります。

また、買手側の留意点として、適格請求書等保存方式では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合を除き、**一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件**となります。現行では3万円未満の課税仕入れや請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときには、法定事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨の規定がありますが、

適格請求書等保存方式導入後は廃止となります。そして、適格請求書等保存方式の導入後は、**免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができなくなります。**(一定の要件を満たしている場合には、一定の期間の経過措置あり)

適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入により、適格請求書発行事業者の登録や、適格請求書発行のためのシステムの変更、取引先が適格請求書発行事業者であるか否かによる経理処理の対応など、業務の見直しが必要となってきますので、ご不明な点がございましたら担当者までお問い合わせください。(中嶋)

納税が楽になる?税金もキャッシュレス納付してみませんか!

決算が終わると納税手続きがありますが、多くの方は納付書を持って金融機関に向かれた上で、現金で納付されるケースが多いかと思えます。

国税当局では、納税者の利便性向上や現金管理等に係る社会全体のコスト削減の観点から、キャッシュレス納付を推進していますが、実際、国税の納付は、**約7割**が金融機関や税務署の窓口での“現金納付”で行われており、ダイレクト納付などの“キャッシュレス納付(振替納税・ダイレクト納付・インターネットバンキング・クレジットカード納付)”は約3割にとどまっているようです。

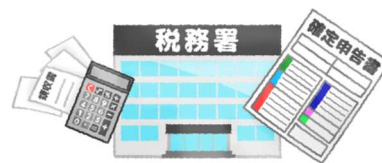
国税局によれば令和元年度の法人税の**電子申告(e-Tax)の利用率は87.1%**にのびますが、キャッシュレス納付の利用割合は約3割(各税目の計)であることを踏まえると、**「申告は電子・納付は現金」**となっているのが実態で、「電子申告をキャッシュレス納付へつなげること」が課題になっています。

ちなみにダイレクト納付とは、**事前に税務署等へ届出**をしておけば、e-Taxを利用して電子申告又は納付情報登録依頼をした後に、パソコンなどからの操作で届出をした預貯金口座から、即時又は指定した期日に電子納付することができる手続きです。

納税実務の実態について、「ダイレクト納付は法人税や消費税、源泉所得税など対応税目は多岐に渡っており一度やってみると便利だと分かる」という声があがっている一方で、ダイレクト納付を行わない理由として、「毎月、金融機関の担当者が訪問する・金融機関へは必ず行くので不便に思っていない」といった声も多くあり、キャッシュレス納付が進まない理由だと思われます。

ダイレクト納付については以前にも弊所よりご案内したことがありましたが、その際は“国税がダイレクト納付に対応していても、地方税が対応していないため、結局、金融機関窓口に行って手続きした方がよい”などの理由で手続きをされない方が多数おみえでした。しかし、**令和元年10月から地方税共通納税システムが導入され、地方税についてもダイレクト納付対応が始まった**ことで、この点についての課題解消は進んでいます。

令和3年度与党税制改正大綱では「デジタル化やキャッシュレス化に対応した税制のあり方や納付方法の多様化についても引き続き検討していく」とされており、更なる制度や仕組みの整備も期待されています。社会全体のオンライン化やデジタル化が加速している現在、是非ダイレクト納付の導入をご検討されてはいかがでしょうか?(小川)



ひとりごと

入社・入学シーズンとなり、桜の咲く季節となりました。お子様の入学や進学がなど環境の変化があった方も多いのではないのでしょうか?例年ですと、ご家族やご友人とお花見に出かける方も多

いと思いますが、今年は残念ながらコロナウイルスにより自粛せざるを得ない状況かと思えます。そこでコロナ禍でも春を感じられるよう新たなお花見の方法として、ホテルや旅館、リフトから花を眺めるお花見があるそうです。

普段の生活から十分にコロナ対策を行っていらっしゃるかと思いますが、十分な対策をとった上でのお花見を検討されてはいかがでしょうか。ただ、今年は暖かいので、この通信がお手元に届く頃には葉桜になっているかもしれません
が・・・(八幡)

